

【公開版】

提出年月日	令和2年3月18日	R3
日本原燃株式会社		

M O X 燃 料 加 工 施 設 に お け る  
新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審査 整理資料

核的制限値の運用の見直し

## 目 次

### 1 章 核的制限値の運用の見直しの概要，見直しに伴う設計方針等

1. 見直しの概要
2. 規則への適合性
3. 見直しに伴う基本方針等

### 2 章 補足説明資料

1章 核的制限値の運用の見直しの概要，見直しに伴う設計方針等

## 1. 見直しの概要

臨界安全設計においては、工程を核燃料物質取扱い上の一つの単位となる単一ユニットに分割し、各単一ユニットに含まれる核燃料物質及びその他の物質の種類、量、物理的・化学的形態等を考慮し、十分な安全裕度を見込んだモデルで臨界評価を行い、単一ユニットの核的制限値を設定し、これを維持することにより臨界を防止するという基本方針に変更はない。

今回、設計基準事故や重大事故の選定及び評価にあたって、過剰な条件での評価ではなく実態を踏まえた評価とするために、実際に設備・機器で取り扱う核燃料物質の性状及び量を基にした値へ核的制限値の運用を見直すこととした。

運用を見直した後の値を用いた選定及び評価の結果については、設計基準事故の選定及び重大事故の選定で説明する。

## 2. 規則への適合性

### (1) 第二条（核燃料物質の臨界防止）への適合性

(核燃料物質の臨界防止)

第二条 安全機能を有する施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。

2 臨界質量以上のウラン（ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率は百分の五を超えるものに限る。）又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。

適合のための設計方針

第1項について

安全機能を有する施設は、以下の核燃料物質の臨界防止に係る基本的な設計方針に従い、通常時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作を想定した場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがない設計とする。

第2項について

設備の容量、形状及び配置並びに核燃料物質の取扱方法から、MOX燃料加工施設で臨界が発生することは想定されないが、万一、臨界が発生した場合にも臨界を検知できる設計とする。

## (2) 第三条（遮蔽等）への適合性

### （遮蔽等）

第三条 安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。

2 安全機能を有する施設は、工場等内における放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

一 管理区域その他工場等内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものとする。

二 放射線業務従事者が設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとする。

### 適合のための設計方針

#### 第1項について

MOX燃料加工施設における、主要な建物は、周辺監視区域外の線量及び放射線従事者の線量が、「核原料物質又は核燃料物質の精錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号）」（以下「線量告示」という。）に定める線量限度を超えないようにすることはもとより、公衆の線量及び従事者の立ち入る場所における線量が、合理的に達成できる限り低くなるように設計する。

安全機能を有する施設は、通常時において加工施設から直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」（平

成元年3月27日原子力安全委員会了承)を参考に、遮蔽その他適切な措置を講じた設計とする。

## 第2項について

安全機能を有する施設は、事業所内における放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所に対して、遮蔽計算に用いられる線源、遮蔽体の形状及び材質、計算誤差等を考慮し、十分な安全裕度を見込んだ遮蔽設計の基準となる線量率を適切に設定するとともに、管理区域を線量率に応じて、適切に区分し、当該場所における線量を低減できるよう、放射線業務従事者の作業性等を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講ずる設計とする。また、放射線を遮蔽するための壁等に、開口部又は配管等の貫通部があるものに対しては、壁等の外側の線量率が遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう、必要に応じ、放射線漏えい防止措置を講ずる設計とする。

安全機能を有する施設は、事業所内における放射線障害を防止する必要がある場合には、放射線業務従事者が設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができる設計とする。

### (3) 第十五条（設計基準事故の拡大の防止）への適合性

(設計基準事故の拡大の防止)

第十五条 安全機能を有する施設は，設計基準事故時において，工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。

#### 適合のための設計方針

MOX燃料加工施設に関して技術的に見て想定される異常事象の中から設計基準事故を選定し，以下のとおり安全対策の妥当性を評価する。

設計基準事故の拡大の防止の観点から，安全機能を有する施設は，設計基準事故時において，敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであることを満たす設計とする。

設計基準事故の評価については，安全設計の妥当性を確認する観点から，核燃料物質による臨界及び閉じ込め機能の不全（火災及び爆発並びに重量物落下を含む。）を選定し評価する。



#### (4) 第十六条（核燃料物質の貯蔵施設）への適合性

##### （核燃料物質の貯蔵施設）

第十六条 加工施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質の貯蔵施設を設けなければならない。

- 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものとする。
- 二 冷却のための必要な措置が講じられているものであること。

#### 適合のための設計方針

##### 第一号について

原料粉末を受け入れてから燃料集合体出荷までの貯蔵のために必要な容量を有する設計とする。本施設の年間の最大処理能力は、130t・HMである。これに対して、原料ウラン粉末の貯蔵設備は、60t・HM、燃料集合体貯蔵設備は、170t・HMであり、原料ウラン粉末及び燃料集合体のそれぞれの輸送等を考慮し、必要な容量を有している。各工程間の一時保管設備及び貯蔵設備は、必要な容量として次工程への払出しまでに必要な検査等を考慮し、円滑な操業ができる容量とする。

##### 第二号について

貯蔵施設は、換気設備で換気することにより適切に冷却する設計とする。

(5) 第十七条（廃棄施設）への適合性

(廃棄施設)

第十七条 加工施設には、通常時において、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限り、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）を設けなければならない。

2 加工施設には、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

適合のための設計方針

第1項について

廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限り、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、通常時において、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日原子力委員会決定）において定める線量目標値（50マイクロシーベルト／年）（以下「線量目標値指針」という。）を参考に、公衆の線量を合理的に達成できる設計とする。

第2項について

保管廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限る。）は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。

【補足説明資料2－1】

### 3. 見直しに伴う設計の基本方針等

#### 添付書類五

#### イ. 安全設計の方針

##### (ロ) 各設備における具体的な核的制限値の設定の考え方

各設備における具体的な核的制限値（P u 富化度，MOX質量，

P u \* 質量及び含水率）の設定の考え方を以下に示す。

##### (1) 核的制限値の設定におけるP u 富化度の考え方

各単一ユニット内で使用する核燃料物質のうち，最もP u 富化度

が高い形態に対応する最大P u 富化度を，各単一ユニットの核的制

限值として設定する。また，最大P u 富化度は，核燃料物質の形態

ごとに裕度を見込んで設定する。

##### (2) 核的制限値の設定におけるMOX質量及びP u \* 質量の考え方

単一ユニット内に設置する設備及び機器において，通常の運転操作

時に想定される，最大の核燃料物質を収納した容器数量及び機器内(混

合機等)で取り扱う核燃料物質の量に適切な裕度を考慮して最大取扱

量を求め，これを核的制限値のうち，MOX質量として設定する。

また，最大取扱量に対して，当該ユニット及び当該ユニット内の

容器で取扱いが可能な最大P u 富化度，核分裂性P u 割合及びU中の

U-235含有率から，最大となるP u \* 質量を各々算出し，合算値を

核的制限値のうち，P u \* 質量として設定する。

なお，算出したP u \* 質量が0.95 対応質量を超える場合は，

0.95 対応質量を核的制限値のうち，P u \* 質量として設定する。

(3) 核的制限値の設定における含水率（添加剤量）の考え方

添加剤は潤滑剤又は密度調整剤としてMOX粉末に添加するものであるが、添加剤は有機物粉末であることから、中性子の減速効果を考慮して水分質量に換算して、MOX粉末の含水率として管理する。

各単一ユニット内で使用する核燃料物質のうち、最も含水率が高い形態に対応する最大含水率を核的制限値として設定する。最大含水率は、核燃料物質の形態ごとに裕度を見込んで設定する。

なお、MOX粉末を空気雰囲気下で保管した場合であっても、MOX粉末中の含水率の上昇はほとんどないこと（約3ヶ月で0.1%未満）から、MOX粉末の含水率は核的制限値のうち、含水率の設定において見込んだ裕度内に収まる。

【補足説明資料3-1】

【補足説明資料3-2】

【補足説明資料3-3】

添5第7表 成形施設単一ユニットの核的制限値【形状寸法管理】

設備	ユニット名	核的制限値	
		取扱単位	
貯蔵容器受入設備	洞道搬送ユニット	混合酸化物貯蔵容器	1体
	受渡天井クレーン ユニット	混合酸化物貯蔵容器	1体
	受渡ユニット	混合酸化物貯蔵容器	1体
	保管室クレーンユニット	混合酸化物貯蔵容器	1体
	貯蔵容器検査ユニット	混合酸化物貯蔵容器	1体
原料粉末受払設備	貯蔵容器受払ユニット	混合酸化物貯蔵容器	1体

添5第8表 成形施設単一ユニットの核的制限値【質量管理】(1/5)

設備	ユニット名	核的制限値			
		MOX質量	Pu*質量	Pu富化度	含水率
原料MOX粉末缶 取出設備	原料MOX粉末缶 取出ユニット	50kg・MOX	21.9kg・Pu*	60%	0.5%
一次混合設備	原料MOX粉末秤量・ 分取ユニットA	60kg・MOX	26.7kg・Pu*	60%	0.5%
	原料MOX粉末秤量・ 分取ユニットB	60kg・MOX	26.7kg・Pu*	60%	0.5%
	ウラン粉末・回収粉末 秤量・分取ユニット	258kg・MOX	19.3kg・Pu*	18% <sup>※1</sup>	0.5%
	予備混合ユニット <sup>※2</sup>	87kg・MOX	24.5kg・Pu*	60%	1.0%
	一次混合ユニットA <sup>※3</sup>	96kg・MOX	22.1kg・Pu*	30%	1.0%
	一次混合ユニットB <sup>※3</sup>	96kg・MOX	22.1kg・Pu*	30%	1.0%

※1 Pu富化度が18%以下の粉末の管理に当たっては、Pu富化度に加え、核分裂性Pu割合との組合せで核分裂性Pu富化度が11.6%以下となるように管理する。

※2 混合後の粉末はJ60に収納することから、粉末混合時の平均Pu富化度はJ60の取扱量である30%以下とする。

※3 ウラン合金ボールを使用するユニットであるが、ウラン合金であるためMOX質量には含めない。

添5第8表 成形施設単一ユニットの核的制限値【質量管理】(2/5)

設備	ユニット名	核的制限値			
		MOX質量	Pu*質量	Pu富化度	含水率
二次混合設備	一次混合粉末秤量・分取ユニット	258kg・MOX	38.6kg・Pu*	30%	1.0%
	均一化混合ユニット <sup>※2</sup>	311kg・MOX	40.4kg・Pu*	30%	1.5%
	造粒ユニット	128kg・MOX	14.7kg・Pu*	18% <sup>※1</sup>	1.5%
	添加剤混合ユニットA	208kg・MOX	23.9kg・Pu*	18% <sup>※1</sup>	2.5%
	添加剤混合ユニットB	208kg・MOX	23.9kg・Pu*	18% <sup>※1</sup>	2.5%
分析試料採取設備	原料MOX分析試料採取ユニット	32kg・MOX	14.0kg・Pu*	60%	0.5%
	分析試料採取・詰替ユニット	213kg・MOX	28.2kg・Pu*	30%	2.5%

※1 Pu富化度が18%以下の粉末の管理に当たっては、Pu富化度に加え、核分裂性Pu割合との組合せで核分裂性Pu富化度が11.6%以下となるように管理する。

※2 J85内は異なる富化度の粉末が積層状態となる場合があることから、容器内の平均Pu富化度である18%以下で管理する。それに伴い、J85内粉末を投入する。

均一化混合機についても、J85の平均Pu富化度の粉末を取り扱うものとする。

添5第8表 成形施設単一ユニットの核的制限値【質量管理】(3/5)

設備	ユニット名	核的制限値			
		MOX質量	Pu*質量	Pu富化度	含水率
スクラップ 処理設備	回収粉末処理・詰替 ユニット	247kg・MOX	28.4kg・Pu*	18% <sup>※1</sup>	0.5%
	回収粉末微粉砕 ユニット <sup>※2</sup>	96kg・MOX	22.1kg・Pu*	30%	1.0%
	回収粉末処理・混合 ユニット <sup>※3</sup>	186kg・MOX	32.4kg・Pu*	30%	2.5%
	再生スクラップ 焙焼処理ユニット	38kg・MOX	7.50kg・Pu*	60%	2.5%
	再生スクラップ 受払ユニット	63kg・MOX	3.75kg・Pu*	60%	2.5%

※1 Pu富化度が18%以下の粉末の管理に当たっては、Pu富化度に加え、核分裂性Pu割合との組合せで核分裂性Pu富化度が11.6%以下となるように管理する。

※2 ウラン合金ボールを使用するユニットであるが、ウラン合金であるためMOX質量には含めない。

※3 混合後の粉末はJ85に収納することから、粉末混合時の平均Pu富化度はJ85の取扱量である18%以下とする。



添5第8表 成形施設単一ユニットの核的制限値【質量管理】(4/5)

設備	ユニット名	核的制限値			
		MOX質量	Pu*質量	Pu富化度	含水率
圧縮成形設備	プレス・グリーン ペレット積込ユニットA	245kg・MOX	28.1kg・Pu*	18% <sup>※1</sup>	2.5%
	プレス・グリーン ペレット積込ユニットB	245kg・MOX	28.1kg・Pu*	18% <sup>※1</sup>	2.5%
	空焼結ボート取扱 ユニット	36kg・MOX	4.2kg・Pu*	18% <sup>※1</sup>	2.5%
焼結設備	焼結炉ユニットA	411kg・MOX	29.0kg・Pu*	18% <sup>※1</sup>	2.5%
	焼結炉ユニットB	411kg・MOX	29.0kg・Pu*	18% <sup>※1</sup>	2.5%
	焼結炉ユニットC	411kg・MOX	29.0kg・Pu*	18% <sup>※1</sup>	2.5%

※1 Pu富化度が18%以下の粉末の管理に当たっては、Pu富化度に加え、核分裂性Pu割合との組合せで核分裂性Pu富化度が11.6%以下となるように管理する。

添5第8表 成形施設単一ユニットの核的制限値【質量管理】（5／5）

設備	ユニット名	核的制限値			
		MOX質量	Pu*質量	Pu富化度	含水率
研削設備 ペレット検査設備	ペレット研削・検査 ユニットA	301kg・MOX	34.4kg・Pu*	18% <sup>※1</sup>	0.1%
	ペレット研削・検査 ユニットB	301kg・MOX	34.4kg・Pu*	18% <sup>※1</sup>	0.1%
ペレット検査設備	ペレット立会検査 ユニット	47kg・MOX	5.3kg・Pu*	18% <sup>※1</sup>	0.1%

※1 Pu富化度が18%以下の粉末の管理に当たっては、Pu富化度に加え、核分裂性Pu割合との組合せで核分裂性Pu富化度が11.6%以下となるように管理する。

添5第9表 被覆施設単一ユニットの核的制限値【質量管理】

設備	ユニット名	核的制限値			
		MOX質量	Pu*質量	Pu富化度	含水率
スタック編成設備	スタック編成ユニットA	93kg・MOX	10.6kg・Pu*	18% <sup>※1</sup>	0.1%
	スタック編成ユニットB	93kg・MOX	10.6kg・Pu*	18% <sup>※1</sup>	0.1%
	空乾燥ボート取扱 ユニット	184kg・MOX	21.0kg・Pu*	18% <sup>※1</sup>	0.1%
スタック乾燥設備	スタック乾燥ユニットA	266kg・MOX	30.5kg・Pu*	18% <sup>※1</sup>	0.1%
	スタック乾燥ユニットB	266kg・MOX	30.5kg・Pu*	18% <sup>※1</sup>	0.1%
挿入溶接設備	スタック供給・挿入 溶接ユニットA	198kg・MOX	22.6kg・Pu*	18% <sup>※1</sup>	0.1%
	スタック供給・挿入 溶接ユニットB	198kg・MOX	22.6kg・Pu*	18% <sup>※1</sup>	0.1%
燃料棒解体設備	燃料棒解体ユニット	79kg・MOX	9.0kg・Pu*	18% <sup>※1</sup>	0.1%

※1 Pu富化度が18%以下の粉末の管理に当たっては、Pu富化度に加え、核分裂性Pu割合との組合せで核分裂性Pu富化度が11.6%以下となるように管理する。

添5第10表 被覆施設単一ユニットの核的制限値【形状寸法管理】(1/2)

設備	ユニット名	核的制限値	
		取扱単位	
燃料棒検査設備	燃料棒検査ユニット	BWR燃料棒 PWR燃料棒	平板厚さ 15.0cm (燃料棒 253本)
	燃料棒立会検査ユニット	BWR燃料棒 PWR燃料棒	平板厚さ 15.0cm (燃料棒 43本)

添5第10表 被覆施設単一ユニットの核的制限値【形状寸法管理】(2/2)

設備	ユニット名	核的制限値	
		取扱単位	
燃料棒収容設備	燃料棒検査ユニット	BWR燃料棒 PWR燃料棒	平板厚さ 15.0cm (燃料棒 253本)
	燃料棒収容ユニット	貯蔵マガジン	1段 (1基)
	燃料棒立会検査ユニット	BWR燃料棒 PWR燃料棒	平板厚さ 15.0cm (燃料棒 43本)
	燃料棒供給ユニット	貯蔵マガジン	1段 (1基)
	貯蔵マガジン移載 ユニット	貯蔵マガジン	1段 (1基)

添5第11表 組立施設単一ユニットの核的制限値【形状寸法管理】(1/2)

設備	ユニット名	核的制限値	
		取扱単位	
燃料集合体組立設備	マガジン編成ユニット	貯蔵マガジン 組立マガジン	1段 (8基)
	燃料集合体組立ユニット	燃料集合体	1体
燃料集合体洗浄設備	燃料集合体洗浄ユニット	燃料集合体	1体
燃料集合体検査設備	燃料集合体 第1検査ユニット	燃料集合体	1体
	燃料集合体 第2検査ユニット	燃料集合体	1体

添5第11表 組立施設単一ユニットの核的制限値【形状寸法管理】(2/2)

設備	ユニット名	核的制限値	
		取扱単位	
燃料集合体検査設備	燃料集合体仮置ユニット	燃料集合体	1体
	燃料集合体立会検査ユニット	燃料集合体	1体
燃料集合体組立工程搬送設備	組立クレーンユニット	燃料集合体	1体
	リフタユニット	燃料集合体	1体
梱包・出荷設備	貯蔵梱包クレーンユニット	燃料集合体	1体
	燃料ホルダ取付ユニット	燃料集合体	1体

添5第12表 燃料棒貯蔵設備単一ユニットの核的制限値【形状寸法管理】

設備	ユニット名	核的制限値	
		取扱単位	
燃料棒貯蔵設備	貯蔵マガジン入出庫ユニット	貯蔵マガジン	1段 (1基)
	ウラン燃料棒収容ユニット (b)	貯蔵マガジン	1段 (1基)



添 5 第 13 表 燃料棒貯蔵設備単一ユニットの核的制限値【質量管理】

設備	ユニット名	核的制限値
		燃料棒本数
燃料棒貯蔵設備	ウラン燃料棒収容ユニット (a)	261 本

添5第14表 核燃料物質の検査設備単一ユニットの核的制限値【質量管理】

設備	ユニット名	核的制限値			
		MOX質量	Pu*質量	Pu富化度	含水率
分析設備	受払ユニット	5kg・MOX	0.25kg・Pu* <sup>※1</sup>	60%	— <sup>※2</sup>
	分析ユニット(a)	8kg・MOX	0.25kg・Pu* <sup>※1</sup>	60%	— <sup>※2</sup>
	分析ユニット(b)	6kg・MOX	0.50kg・Pu* <sup>※1</sup>	60%	— <sup>※2</sup>
	分析済液処理 ユニット	3kg・MOX	0.25kg・Pu* <sup>※1</sup>	60%	— <sup>※2</sup>

※1 標準試料等は、Pu\*質量で管理を行う。

※2 最適減速条件まで考慮するため、含水率に対する制限は設けない。

添5第15表 実験設備単一ユニットの核的制限値【質量管理】

設備	ユニット名	核的制限値			
		MOX質量	Pu*質量	Pu富化度	含水率
小規模試験設備	小規模試験ユニット <sup>※1</sup>	103kg・MOX	3.75kg・Pu*	60%	2.5%

※1 ウラン合金ボールを使用するユニットであるが、ウラン合金であるためMOX質量には含めない。

## 2 章 補足説明資料

## 核的制限値の運用の見直しについて

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料1-1	臨界防止等の信頼性向上に伴う変更に係る加工事業許可申請書の変更前後対比表	2/26	0	
補足説明資料2-4	混合機の容積制限に係る計算条件及び評価結果	2/26	0	
補足説明資料2-5	均一化混合装置等の設計変更	2/26	0	
補足説明資料2-1	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及びその解釈の各条文に対する設計方針等への影響	3/18	1	
補足説明資料2-2	核的制限値の運用の見直しによる事業許可基準規則への影響	3/18	2	
補足説明資料3-1	核的制限値と0.95対応質量との関係	3/16	1	
補足説明資料3-2	核的制限値による核燃料物質の管理方法	3/16	1	
補足説明資料3-3	各設備における具体的な核的制限値の設定の考え方	3/16	1	

令和2年3月18日 R1

## 補足説明資料 2 - 1

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及びその解釈の各条文に  
対する設計方針等への影響

本見直しに伴う、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「事業許可基準規則」という。）への適合性について確認した。

本見直しによる影響を受けると考えられる条文は、「第二条 核燃料物質の臨界防止」，「第三条 遮蔽等」，「第十五条 設計基準事故の拡大の防止」，「第十六条 核燃料物質の貯蔵施設」，「第十七条 廃棄施設」であり，「第二条 核燃料物質の臨界防止」，「第三条 遮蔽等」，「第十六条 核燃料物質の貯蔵施設」，「第十七条 廃棄施設」については，設計方針等への影響を確認した結果，規則要求を満たしていることを確認した。「第十五条 設計基準事故の拡大の防止」への適合性については，「第十五条 設計基準事故の拡大の防止」の整理資料に示す。

また，上記以外の条文は，本見直しにより設計方針等に影響はないことを確認した。

本見直しによる各条文への対する設計方針等への影響の確認結果の詳細を第1表に示す。

【補足説明資料2-2】

第1表 本見直しに伴う「事業許可基準規則」及びその解釈の各条文に対する設計方針等への影響について

事業許可基準規則	規則適合性
<p>(核燃料物質の臨界防止)</p> <p>第二条 安全機能を有する施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第1項に規定する「核燃料物質が臨界に達する」とは、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作を想定した場合に、核燃料物質が臨界に達することをいう。</li> <li>2 第1項に規定する「核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置」とは、核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下「単一ユニット」という。）について、以下の各号に掲げる措置又はこれらと同等以上の措置をいう。             <ol style="list-style-type: none"> <li>一 核燃料物質を収納する、単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限し得るものについては、その形状寸法について適切な核的制限値（臨界管理を行う体系の未臨界確保のために設定する値をいう。この値は、具体的な機器の設計及び運転条件の妥当性の判断を容易かつ確実に行うために設定する計量可能な値であり、この値を超えた機器の製作及び通常時における運転条件の設定は許容されない。）が設けられていること。この場合、溶液状の核燃料物質を取り扱う設備・機器については、全ての濃度において臨界安全を維持できる形状とすることを基本とすること。ただし、少量の溶液の化学分析に用いられる市販の分析機器、ビーカー等のように最小臨界質量以下の核燃料物質を取り扱うものは含まれ</li> </ol> </li> </ol>	<p>質量管理を行う工程における従来の臨界管理は、単一ユニットを設定し、当該単一ユニットで取り扱う核燃料物質の形態に対し、統計誤差を考慮した中性子実効増倍率が0.95以下に対応する<math>P_{u*}</math>質量を算出し、核的制限値として設定していた。</p> <p>今回見直した<math>P_{u*}</math>質量に関する核的制限値は、従来の核的制限値の<math>P_{u*}</math>質量以下で設定している。また、<math>P_{u}</math>富化度及び含水率についても、従来の核的制限値の設定条件より安全側に設定していることから、これらの値を超えないように管理することで、臨界に達するおそれがないようにしているため、設計方針に変更はなく、規則要求を満たしていることを確認した。</p>



事業許可基準規則	規則適合性
<p>ない。</p> <p>二 上記一の形状寸法管理が困難な設備・機器及び単一ユニットとしてのグローブボックスについては、取り扱う核燃料物質自体の質量、プルトニウム富化度、溶液中の濃度等について適切な核的制限値が設けられていること。この場合、誤操作等を考慮しても工程内の核燃料物質が上記の制限値を超えないよう臨界安全が確保され、十分な対策が講じられていること。上記の「十分な対策」とは、質量制限管理を徹底するため、信頼性の高いインターロックにより質量制限値以下であることが確認されなければ次の工程に進めないようにする措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うことをいう。</p> <p>2 臨界質量以上のウラン(ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。)又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	

事業許可基準規則	規則適合性
<p>(遮蔽等)</p> <p>第三条 安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全機能を有する施設は、工場等内における放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 管理区域その他工場等内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものとする。</p> <p>(解釈)</p> <p>2 第2項第1号に規定する「管理区域その他工場等内の人が立ち入る場所」には、遮蔽設計の基準となる線量率を適切に設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分すること。また、放射線を遮蔽するための壁等に、開口部又は配管等の貫通部があるものに対しては、壁等の外側の線量率が遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう、必要に応じ、放射線漏えい防止措置が講じられていること。</p> <p>二 放射線業務従事者が設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとする。</p>	<p>加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による公衆の線量評価は、貯蔵施設の最大貯蔵能力に基づいて評価を実施している。最大貯蔵能力は、核的制限値によって変更のない数値であり、見直し内容は、遮蔽等の機能を有する設備等を変更するものではないことから、遮蔽等の設計方針等に影響はない。</p> <p>また、従事者の立入時間等を考慮して設定する遮蔽設計の基準となる線量率を満足するように設計するため、見直し内容は、遮蔽等の機能を有する設備等を変更するものではないことから、遮蔽等の設計方針等に影響はない。</p>

事業許可基準規則	規則適合性
<p>(閉じ込めの機能)            第四条 安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	<p>本見直し内容は、閉じ込めの機能の機能を有する設備等を変更するものではないことから、閉じ込めの機能の設計方針等に影響はない。</p>
<p>(火災等による損傷の防止)            第五条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全機能を有する施設に属するものに限る。)及び早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。            2 消火設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>本見直し内容は、火災等による損傷の防止の機能を有する設備等を変更するものではないことから、火災等による損傷の防止の設計方針等に影響はない。</p>
<p>(安全機能を有する施設の地盤)            第六条 安全機能を有する施設は、次条第二項の規定により算定する地震力(安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大き</p>	<p>本見直し内容は、安全機能を有する施設の地盤の機能を有する設備等を変更するものではないことから、安全機能を有する施設の地盤の設計方針等に影響はない。</p>

事業許可基準規則	規則適合性
<p>いもの(以下「耐震重要施設」という。)にあつては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。)が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	
<p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第七条 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(以下「基準地震動による地震力」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>本見直し内容は、地震による損傷の防止の機能を有する設備等を変更するものではないことから、地震による損傷の防止の設計方針等に影響はない。</p>

事業許可基準規則	規則適合性
<p>(津波による損傷の防止)</p> <p>第八条 安全機能を有する施設は、その供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(以下「基準津波」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>本見直し内容は、津波による損傷の防止の機能を有する設備等を変更するものではないことから、津波による損傷の防止の設計方針等に影響はない。</p>
<p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第九条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>本見直し内容は、外部からの衝撃による損傷の防止の機能を有する設備等を変更するものではないことから、外部からの衝撃による損傷の防止の設計方針等に影響はない。</p>

事業許可基準規則	規則適合性
<p>(加工施設への人の不法な侵入等の防止)</p> <p>第十条 工場等には、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>本見直し内容は、加工施設への人の不法な侵入等の防止の機能を有する設備等を変更するものではないことから、加工施設への人の不法な侵入等の防止の設計方針等に影響はない。</p>
<p>(溢水による損傷の防止)</p> <p>第十一条 安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>本見直し内容は、溢水による損傷の防止の機能を有する設備等を変更するものではないことから、溢水による損傷の防止の設計方針等に影響はない。</p>
<p>(誤操作の防止)</p> <p>第十二条 安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>本見直し内容は、誤操作の防止の機能を有する設備等を変更するものではないことから、誤操作の防止の設計方針等に影響はない。</p>

事業許可基準規則	規則適合性
<p>(安全避難通路等)</p> <p>第十三条 加工施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源</p>	<p>本見直し内容は、安全避難通路等の機能を有する設備等を変更するものではないことから、安全避難通路等の設計方針等に影響はない。</p>
<p>(安全機能を有する施設)</p> <p>第十四条 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> <p>4 安全機能を有する施設は、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、その安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>5 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、</p>	<p>見直し内容は、安全機能を有する施設の機能を有する設備等を変更するものではないことから、安全機能を有する施設の設計方針等に影響はない。</p>

事業許可基準規則	規則適合性
<p>又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>見直し内容は、安全機能を有する施設の機能を有する設備等を変更するものではないことから、安全機能を有する施設の設計方針等に影響はない。</p>
<p>(設計基準事故の拡大の防止) 第十五条 安全機能を有する施設は、設計基準事故時において、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。 (解釈) 1 第15条に規定する「設計基準事故時において、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないもの」とは、設計基準事故を選定し、解析及び評価を行った結果、公衆に著しい放射線被ばくのリスクを与えないことが確認できるものをいう。</p>	<p>核的制限値を設定し、担保事項として申請書に記載することにより、設計基準事故の評価条件とした。 本見直し内容の適合性は、第十五条で示す。</p>
<p>(核燃料物質の貯蔵施設) 第十六条 加工施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質の貯蔵施設を設けなければならない。 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものとする。こと。 二 冷却のための必要な措置が講じられているものであること。</p>	<p>原料粉末を受け入れてから燃料集合体出荷までの貯蔵のために必要な容量として最大貯蔵能力を設定している。最大貯蔵能力は、核的制限値によって変更のない数値であるため、本見直し内容は、核燃料物質の貯蔵施設を有する設備等を変更するものではないことから、核燃料物質の貯蔵施設の設計方針等に影響はない。</p>
<p>(廃棄施設) 第十七条 加工施設には、通常時において、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃</p>	<p>平常時の放射性気体廃棄物の推定年間放出量は、成形施設における最大処理能力 155t・HM(プルトニウム富化度 18%) に基づき評価を実施している。最大処理能力は、核的制限値によって変更のない数値であるため、放射性気体廃棄物の放出量評価については核的制</p>



事業許可基準規則	規則適合性
<p>棄施設(安全機能を有する施設に属するものに限り、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)を設けなければならない。</p> <p>2 加工施設には、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄施設(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p>	<p>限值による影響はない。</p> <p>なお、放射性液体廃棄物の推定年間放出量は、排水口における放射性物質の濃度と液体廃棄物の年間放出量により算出している。</p> <p>したがって、本見直し内容は、廃棄施設の機能を有する設備等を変更するものではないことから、廃棄施設の設計方針等に影響はない。</p>
<p>(放射線管理施設)</p> <p>第十八条 工場等には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設を設けなければならない。 (解釈)</p> <p>1 第1項に規定する「放射線管理施設」とは、放射線被ばくを監視及び管理するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理及び除染等を行う施設をいう。</p> <p>2 放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示できる設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p>	<p>本見直し内容は、放射線管理施設の機能を有する設備等を変更するものではないことから、放射線管理施設の設計方針等に影響はない。</p>

事業許可基準規則	規則適合性
<p>(監視設備)</p> <p>第十九条 加工施設には、通常時及び設計基準事故時において、当該加工施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p>	<p>本見直し内容は、監視設備の機能を有する設備等を変更するものではないことから、監視設備の設計方針等に影響はない。</p>
<p>(非常用電源設備)</p> <p>第二十条 加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他安全機能を有する施設の安全機能を確保するために必要な設備が使用できる非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>本見直し内容は、非常用電源設備の機能を有する設備等を変更するものではないことから、非常用電源設備の設計方針等に影響はない。</p>
<p>(通信連絡設備)</p> <p>第二十一条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全機能を有する施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p>	<p>本見直し内容は、通信連絡設備の機能を有する設備等を変更するものではないことから、通信連絡設備の設計方針等に影響はない。</p>

補足説明資料 2 - 2

核的制限値の運用の見直しによる事業許可基準規則への影響

1. 核的制限値の運用の見直しによる事業許可基準規則への影響

核的制限値を見直したことによる事業許可基準規則への影響について確認した結果を表1に示す。

表1 核的制限値の見直しによる事業許可基準規則への影響 (1/2)

条文		評価概要	核的制限値の見直しによる影響			
			MOX 質量	Pu 富化度	Pu*量	含水率
第2条	核燃料物質の臨界防止	核的制限値の見直しに係る中性子実効増倍率の評価	○-1	○-1	○-1	○-1
第3条	遮蔽等	施設からの放射線による公衆の被ばく評価	○-1	○-1	○-2	○-2
		放射線業務従事者の立入場所における線量評価	×	×	○-2	○-2
第4条	閉じ込めの機能	—	—	—	—	
第5条	火災等による損傷の防止	—	—	—	—	
第7条	地震による損傷の防止	設備・機器の耐震性に係る評価	○-1	○-2	○-2	○-2
第9条	外部からの衝撃による損傷の防止	—	—	—	—	
第10条	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	—	—	—	
第11条	溢水による損傷の防止	—	—	—	—	
第12条	誤操作の防止	—	—	—	—	
第13条	安全避難通路等	—	—	—	—	
第14条	安全機能を有する施設	—	—	—	—	
第14条	内部発生飛散物	—	—	—	—	

【凡例】

×：評価の見直しが必要

○-1：影響なし（評価の見直しが不要），○-2：影響なし（評価に使用していない）

—：評価項目なし

表1 核的制限値の見直しの設定による事業許可基準規則への影響（2/2）

条文		評価概要	核的制限値の見直しによる影響			
			MOX 質量	Pu 富化度	Pu*量	含水率
第15条	設計基準事故の拡大の防止	閉じ込め機能の喪失に係る被ばく線量評価	×	×	○-2	○-2
		Puの崩壊熱による換気停止後の温度評価	○-1	○-1	○-2	○-2
第16条	核燃料物質の貯蔵施設	Puの崩壊熱による貯蔵施設の温度評価	○-1	○-1	○-2	○-2
第17条	廃棄施設	気体廃棄物の放出に伴う公衆への影響評価	○-1	○-1	○-2	○-2
		液体廃棄物の放出に伴う公衆への影響評価	○-2	○-2	○-2	○-2
第18条	放射線管理施設	—	—	—	—	
第19条	監視施設	—	—	—	—	
第20条	非常用電源設備	—	—	—	—	
第21条	通信連絡設備	—	—	—	—	

【凡例】

×：評価の見直しが必要

○-1：影響なし（評価の見直しが不要），○-2：影響なし（評価に使用していない）

—：評価項目なし

核的制限値の運用の見直しにより，評価の見直しが必要な項目（＝表1で×のついた項目）を含む第3条，第15条の評価の概要と評価への影響を2章～3章に示す。

また，核的制限値の運用の見直しにより，評価に影響がない項目（＝表1で○-1のついた項目）を含む第2条，第3条，第7条，第15条，第16条，第17条の補足説明を4章に示す。

## 2. 第3条 遮蔽等（従事者被ばく評価（設工認申請書における評価への影響の見通し））

### （1） 評価の概要

加工事業許可申請書では、放射線業務従事者の立入場所における線量を合理的に達成できる限り低くするために放射線業務従事者の立入時間を考慮して、遮蔽設計の基準となる線量率を設定している（遮蔽設計の基準となる線量率は核的制限値に依存しない値のため変更はない）。設工認申請書では、遮蔽設計の基準となる線量率を満足する設計となっていることを遮蔽計算により確認している。評価における線源量では各設備のMOX量及びPu富化度を考慮しており、貯蔵室等は最大貯蔵能力、その他の室では各機器の取扱量に基づき設定している。

### （2） 評価への影響（Pu富化度）

Pu富化度の設定については、原料MOX粉末はウラン対プルトニウムの質量混合比が1対1であることから50%とし、粉末調整後の粉末については、設備に応じ33%又は18%と設定していた。

当該設定値は一部核的制限値と整合していないことから、右表のとおり核的制限値に基づき設定を変更する。

MOX形態	Pu富化度	
	変更前	変更後
原料MOX粉末	50%	60%
一次混合粉末	33%	30%
二次混合粉末	18%	18%
ペレット	18%	18%

なお、遮蔽設計には十分裕度を見込んでいることからPu富化度を変更した場合においても遮蔽設計の基準となる線量率を満足する見通しである。評価結果に対する影響の例を表2に示す。

表2 線量率の評価結果に対する影響の例

評価室	線源機器	MOX形態	遮蔽	線量率 ( $\mu$ Sv/h)	他の線源を考慮した合計線量率 ( $\mu$ Sv/h)	遮蔽設計の基準となる線量率 ( $\mu$ Sv/h)
地下3階廊下	原料MOX粉末缶一時保管設備	原料MOX粉末	普通コンクリート 0.59m	3.0 (2.5)	3.7 (3.2)	12.5

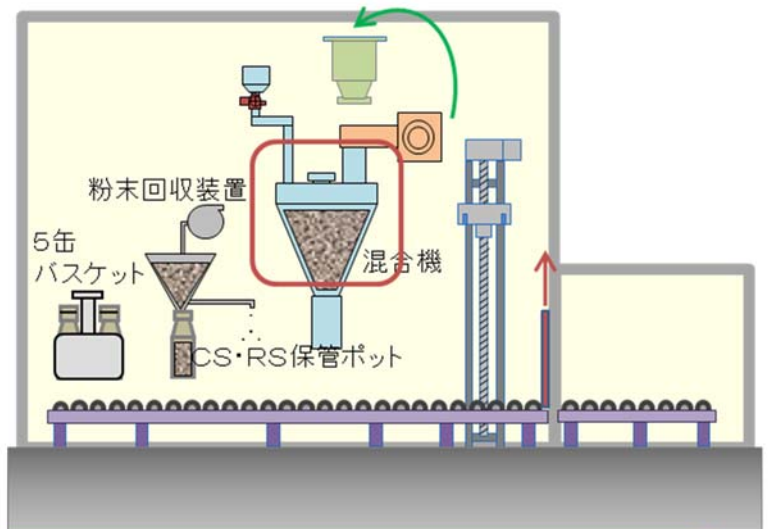
※ ( ) 内の数値は第1回設工認に記載しているPu富化度の変更前の評価値である。

### (3) 評価への影響 (MOX質量)

線源量については各GBの混合機、ホッパ等の取扱量 (赤枠部分) に基づいて設定を行っていた。

従来の線源量は従来の核的制限値よりも小さい値であることから核的制限値に基づき以下のとおり設定を見直す。

- ・線源の位置によらない部屋単位の線源量の設定にあたっては、各GBの核的制限値に基づいて線源量を設定する。
- ・機器の遮蔽設計における線源量の設定にあたっては、容器の取扱量に基づいて線源量を設定する。



混合機内粉末量: 270kg・MOX (J85 3容器分)  
 5缶バスケット1容器内粉末量: 15kg・MOX  
 CS・RS保管ポット1容器内粉末量: 3kg・MOX  
 粉末回収装置内粉末量: 23kg・MOX

核的制限値 (MOX質量): 311kg・MOX

  : 遮蔽設計で考慮していた範囲

なお、貯蔵施設の線源量については、最大貯蔵能力に基づいて設定しているため、核的制限値の設定による影響はない。

### 3. 第15条 設計基準事故の拡大の防止（閉じ込め機能の不全）

#### （1）評価の概要

設計基準事故における閉じ込め機能の不全に伴う公衆への線量評価については、各設備において取扱うMOX質量及びPu富化度に基づき、放出される放射性物質の量を算出し、実効線量の評価を実施する。

#### （2）評価への影響

閉じ込め機能の不全に伴う影響について、各設備において使用する現実的な製造条件に基づく評価パラメータを設定していたため、核的制限値に基づくMOX取扱量及びPu富化度を用いて実効線量の評価を実施する。

### 4. 核的制限値を見直しても評価に影響がない 条文

#### （1）第2条 核燃料物質の臨界防止

質量管理を行う工程における従来の臨界管理は、単一ユニットを設定し、当該単一ユニットで取り扱う核燃料物質の形態に対し、統計誤差を考慮した中性子実効増倍率が0.95以下に対応するPu\*質量を算出し、核的制限値として設定していた。

今回設定したPu\*質量に関する核的制限値は、従来の核的制限値のPu\*質量以下で設定している。また、Pu富化度及び含水率についても、従来の核的制限値の設定条件より安全側に設定していることから、臨界に達するおそれがないようにしている。



(2) 第3条 遮蔽等（公衆の被ばく）

加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による公衆の線量評価は、貯蔵施設の最大貯蔵能力に基づいて評価を実施している。最大貯蔵能力は、核的制限値の設定によって変更のない数値であるため、直接線及びスカイシャイン線による公衆の線量評価については、核的制限値の設定による影響はない。

(3) 第7条 地震による損傷の防止

設備・機器の耐震性の評価において、核燃料物質の質量は付加質量として見込んでおり、その付加質量は通常運転時の取扱量を考慮して設定しているため、核的制限値の設定による影響はない。

(4) 第15条 設計基準事故の拡大の防止（P<sub>u</sub>の崩壊熱による換気停止後の温度評価） 及び 第16条 核燃料物質の貯蔵施設

原料粉末を受け入れてから燃料集合体出荷までの貯蔵のために必要な容量として最大貯蔵能力を設定している。最大貯蔵能力は、核的制限値の設定によって変更のない数値であるため、核的制限値の設定による影響はない。

(5) 第17条 廃棄施設（気体廃棄物による公衆の被ばく）

平常時の放射性気体廃棄物の推定年間放出量は、成形施設における最大処理能力 155t・HM（プルトニウム富化度 18%）に基づき評価を実施している。最大処理能力は、核的制限値の設定によって変更のない数値であるため、放射性気体廃棄物の放出量評価については核的制限値の設

定による影響はない。

なお、放射性液体廃棄物の推定年間放出量は、排水口における放射性物質の濃度と液体廃棄物の年間放出量により算出している。